

平成29年から現在も継続して相談が寄せられる「架空請求ハガキ」に、最近新たな手口として「架空請求封書」が見られます。

ハガキと同じ右記の文面の書類が入っており、封筒に赤字で「重要」と書いてあります。

「最終告知」「訴訟」「差し押さえ」など、ドキッとする言葉で不安をあり、届いた日の翌日か、翌々日を期限として電話をするように促してきます。身に覚えのないハガキや封書に書いてある電話番号に電話すると弁護士と名乗る人を紹介され、

「ATMに誘導されたり、コンビニのプリペイドカードで詐欺に遭う」

「電話で聞き取られた個人情報、他の詐欺グループにも伝わる」

などの被害につながります。

身に覚えのないハガキや封書は無視してください。また、自分では判断がつかない場合は、消費生活センターにご相談ください。

### ハガキ&封書の内容の例

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号( ) 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に關しましては当局にて受け届わっておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。  
※取り下げ最終期日 平成29年 月 日  
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

## 村上市にも消費者被害専門の相談員がいます

悪徳商法の手口は日々巧妙・複雑化しています。村上市消費生活センターには、商品やサービスなどの苦情や相談を事業者と消費者の中立の立場で処理する消費者被害専門の相談員がいます。被害に遭ってしまっただけからの対応・助言や事業者とのあっせん処理などを無料で行っていますので「あれ？」と思ったら、迷わずご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線2233、2234) FAX53-2541	※専門の相談員がいます	
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課	☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課	☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (いやや!) お近くの消費生活相談窓口につながります。		

### —消費者ホットライン「188(いやや)」は、今年で10周年—

局番なしで、全国どこでも、3ケタの番号でお近くの消費生活センターの窓口をご案内することにより、相談の「はじめの一歩」をお手伝いしています。

大切なのは、すぐに相談することです。ひとりで抱え込まず、まずは電話してください。

泣き寝入りは  
超いやや!



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

局番なし 消費者ホットライン  
188(いやや)